



宮 崎 県 公 報

平成21年4月13日 (月曜日) 第 2074 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 救急病院の認定…………… (医療業務課) 1
- 特定計量器の定期検査の実施…………… (商工政策課) 1

公 告

- 地図及び簿冊の認証 (14件) …………… (農村計画課) 2
- 基本測量終了の通知 (2件) …………… (管理課) 3
- 都市計画の変更図書の写し縦覧 (2件) …………… (都市計画課) 3

県議会公告

- 公文書開示等の状況…………… 4

告 示

宮崎県告示第 328号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院と認定した。

平成21年 4 月 13 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
橋病院	都城市中町15街区24号

2 救急病院の認定の有効期間

平成21年 5 月 1 日から平成24年 4 月 30 日まで

宮崎県告示第 329号

計量法 (平成 4 年法律第51号) 第19条第 1 項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則 (平成 5 年通商産業省令第70号) 第39条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、平成21年11月 1 日から平成21年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成21年 4 月 13 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

対象となる特定計量器	検査期日	検査受付時間	検査場所	検査区域
質量計	6 月 8 日	午前10時30分から午後2時まで	綾町役場	綾町全域
	6 月 10 日	午前10時30分から午後3時まで	国富町役場	国富町全域
	6 月 8 日から 8 月 10 日まで	午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分 まで	宮崎県計量検定所	東諸県郡全域

質量計	6 月 12 日	午前 9 時 30 分 から 午後 3 時まで	清武町役場	清武町全域
	6 月 12 日から 8 月 12 日まで	午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分 まで	宮崎県計量検定所	清武町全域
質量計	6 月 15 日	午前10時30分から午後3時まで	西都市民体育館	西都市全域
	6 月 15 日から 8 月 17 日まで	午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分 まで	宮崎県計量検定所	西都市全域
質量計	7 月 1 日	午前10時30分から午後3時まで	高城総合支所	都城市高城町全域
	7 月 3 日	午前10時30分から午後3時まで	山之口総合支所	都城市山之口町全域
	7 月 6 日	午前10時30分から午後3時まで	高崎総合支所	都城市高崎町全域
	7 月 8 日	午前10時30分から午後3時まで	都城市山田体育館	都城市山田町全域
	7 月 10 日	午前10時30分から午後3時まで	三股町体育館	三股町全域
	7 月 1 日から 9 月 10 日まで	午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分 まで	宮崎県計量検定所	旧北諸県郡全域
質量計	7 月 23 日	午前10時30分から午後3時まで	小林市市民体育館	小林市全域 (須木を除く)
	7 月 24 日	午前10時30分から午後3時まで	小林市市民体育館	小林市全域 (須木を除く)
	7 月 23 日から 9 月 24 日まで	午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分 まで	宮崎県計量検定所	小林市全域 (須木を除く)

備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。

公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 4 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年 4 月 1 日から平成21年 2 月18日
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市高岡町高浜の一部
- 4 認証年月日
平成21年 4 月 3 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 4 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年 4 月 1 日から平成21年 2 月20日
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市田野町地番区域乙の一部
- 4 認証年月日
平成21年 4 月 3 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 4 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
都城市
- 2 地籍調査を行った期間
平成18年 4 月 1 日から平成21年 2 月 9 日
- 3 地籍調査を行った地域
都城市高野町の一部
- 4 認証年月日
平成21年 4 月 3 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 4 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
都城市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年 4 月 1 日から平成21年 2 月 9 日
- 3 地籍調査を行った地域
都城市美川町の一部

- 4 認証年月日
平成21年 4 月 3 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 4 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年 4 月 1 日から平成21年 1 月30日
- 3 地籍調査を行った地域
延岡市北浦町三川内の一部
- 4 認証年月日
平成21年 4 月 3 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 4 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年 4 月 1 日から平成21年 2 月17日
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字松永の一部
- 4 認証年月日
平成21年 4 月 3 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 4 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年 4 月 1 日から平成21年 2 月17日
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字隈谷・塚田の各一部
- 4 認証年月日
平成21年 4 月 3 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 4 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年 4 月 1 日から平成21年 2 月17日
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字益安・東弁分の各一部
- 4 認証年月日
平成21年 4 月 3 日

国土調査法 (昭和26年法律第 180号) 第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 4月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
小林市
- 2 地籍調査を行った期間
平成18年 4月 1日から平成21年 2月 2日
- 3 地籍調査を行った地域
小林市大字東方の一部
- 4 認証年月日
平成21年 4月 3日

国土調査法 (昭和26年法律第 180号) 第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 4月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
串間市
- 2 地籍調査を行った期間
平成18年 4月 1日から平成21年 2月16日
- 3 地籍調査を行った地域
串間市大字北方の一部・大字秋山の一部
- 4 認証年月日
平成21年 4月 3日

国土調査法 (昭和26年法律第 180号) 第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 4月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
西都市
- 2 地籍調査を行った期間
平成17年 4月 1日から平成21年 2月12日
- 3 地籍調査を行った地域
西都市大字南方・大字穂北の各一部
- 4 認証年月日
平成21年 4月 3日

国土調査法 (昭和26年法律第 180号) 第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 4月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
えびの市
- 2 地籍調査を行った期間
平成18年 4月 1日から平成21年 2月24日
- 3 地籍調査を行った地域
えびの市大字浦の一部
- 4 認証年月日
平成21年 4月 3日

国土調査法 (昭和26年法律第 180号) 第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 4月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
西臼杵郡高千穂町
- 2 地籍調査を行った期間
平成18年 4月 1日から平成21年 2月13日
- 3 地籍調査を行った地域
西臼杵郡高千穂町大字押方の一部
- 4 認証年月日
平成21年 4月 3日

国土調査法 (昭和26年法律第 180号) 第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 4月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
西臼杵郡日之影町
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年 4月 1日から平成21年 2月 6日
- 3 地籍調査を行った地域
西臼杵郡日之影町大字七折・見立の各一部
- 4 認証年月日
平成21年 4月 3日

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第14条第 2 項の規定により、平成20年宮崎県公報第1974号による基本測量 (1 : 25,000地形図修正測量) が平成21年 3月24日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成21年 4月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第14条第 2 項の規定により、平成20年宮崎県公報第2017号による基本測量 (空中写真撮影及びデジタルオルソ作成作業) が平成21年 3月19日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成21年 4月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年 4月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称
延岡市
- 2 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画公園
2・2・176号 野田第1街区公園
2・2・177号 野田第2街区公園
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県延岡土木事務所

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第 2 項において準用

する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年4月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称
延岡市
- 2 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画下水道
富美山雨水ポンプ場
古川雨水ポンプ場
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県延岡土木事務所

県 議 会 公 告

宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）第27条の規定により、平成20年度における公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

平成21年4月13日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美

- 1 公文書の開示請求の処理状況

請求書 受付 件数	決定等の内訳						合計
	開示	部分 開示	不開示	不存在	却下	取下げ	
4	3	0	0	1	0	0	4

(注) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

- 2 請求者の状況

区分	個人	法人その他の団体	合計
県内	2	2	4
県外	0	0	0
小計	2	2	4

- 3 不服申立ての件数
0件